

公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ

令和6年度 省エネ等伴走支援事業 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領（以下、「本要領」という）は、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「プラザ」という）が行う省エネ等伴走支援事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 中小企業者等

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する中小企業者等その他法人格を有する民間事業者のうち、次のいずれにも該当しない者をいう。

ア 発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者

イ 発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している事業者

ウ 大企業の役員または職員を兼務する者が役員総数の2分の1以上を占めている事業者

なお、大企業とは、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者以外の企業であって、次のいずれにも該当しない者をいう。

(ア) 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社

(イ) 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）に規定する指定支援機関と基本約定書を締結したもの

(ウ) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

(事業の目的)

第3条 この事業は、CO₂ネットゼロ社会づくりに向けた計画的な節電、省エネ行動、再生可能エネルギーの導入を行う中小企業者等に対して、プラザ職員ならびに下記（1）プラザ登録専門家、または（2）省エネお助け隊を派遣し、適切な支援を行うことにより問題の解決を図り、もって経営の向上を図る中小企業者等の順調な発展・成長を促進することを目的とする。

(1) プラザ登録専門家（以下、専門家という）とは、プラザの省エネ診断専門家派遣事業において登録されている専門家とする。

(2) 省エネお助け隊（以下、団体という）とは、当該年度において経済産業省が実施する地域エネルギー利用最適化取組支援事業で「省エネお助け隊」に採択され、かつ県内を活動地域とする団体とする。

(事業内容)

第4条 プラザは事業者に対して、省エネ診断にて受けた提案項目などに対して支援を行うこととする。

2 前項の省エネ診断とは、次の（1）から（5）のいずれかを指すこととする。

- (1) プラザが行う省エネ・再エネ等推進加速化事業のうち省エネ診断支援専門家派遣事業にて実施した省エネ診断
- (2) 経済産業省が実施する「エネルギー利用最適化診断事業」において一般財団法人省エネルギーセンターが行った省エネ診断
- (3) 団体が行った省エネ診断
- (4) 経済産業省が実施する「中小企業に向けた省エネルギー診断拡充事業」で「省エネクイック診断」の専門機関が行った省エネ診断
- (5) その他プラザが認める省エネ診断

(対象事業者)

第5条 プラザは、省エネ取組支援を希望する中小企業者等を募集し、当該中小企業者等（以下、「申請者」とする。）から様式第1「省エネ取組支援申込書」及び申込に必要な書類の提出があったときは、次の（1）から（3）の全てに合致したものを対象事業者として認めることとする。

- (1) CO₂ネットゼロのための取組等を行い、経営の向上を目指す意欲のある中小企業者等であること。
- (2) 専門家または団体との連携により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。
- (3) 様式第1「省エネ取組支援申込書」、様式第2「省エネ取組支援にかかる同意書」、及び別途提出が必要な資料を提出していること。

(専門家の派遣、及び団体の紹介)

第6条

- 1 プラザは申請者に対して、申請内容に応じて専門家の派遣、または団体の紹介を行うこととする。
- 2 プラザは第1項により、専門家の派遣を行う場合は、対象企業と専門家派遣の実施方法について様式第3「省エネ取組支援・専門家派遣の実施について」を申請者宛に、様式第4「省エネ取組支援・専門家派遣における専門家の委嘱について」を専門家宛にそれぞれ通知するものとする。
- 3 プラザは第1項により団体を紹介する場合は、申請者に対して様式5「省エネ取組支援・支援機関の紹介について」を送付し、あわせて団体あてに所定の方法により通知するものとする。

(省エネ取組支援の支援内容について)

第7条 省エネ取組支援の支援内容として、以下を行うこととする。

- 1 専門家、及び団体は省エネ取組支援を希望する申請者に対して、（1）から（4）に関する支援を行うこととする。
 - (1) 実施計画書作成の支援
 - (2) 省エネ診断報告書に挙げられた運用改善に関する提案のうち、プラザが支援を必要と認める取組に対する支援、及び指導
 - (3) 支援完了時の報告会
 - (4) その他プラザが必要と認める支援
- 2 専門家は、前項による支援を行う度に、プラザに対し様式第6「省エネ取組支援従事報告書（専門家用）」を実施日から10日以内に提出することとする。
- 3 プラザは、前項により実施される業務内容において、適宜立ち会いおよび対象企業へのヒアリン

グを行うことができる。

(省エネ取組支援の実績報告)

第8条 専門家が申請者に対して省エネ取組支援を行った場合、申請者はプラザに対して令和7年1月31日、または報告会が完了してから30日以内のいずれか早い日までに、次の(1)、(2)を提出するものとする。

- (1) 様式第7「省エネ取組支援報告書(申請者用)」
- (2) 実施計画書(支援を受けた項目等を反映したもの)

2 専門家が申請者に対して省エネ取組支援を行った場合、専門家はプラザに対して令和7年1月31日、または報告会が完了してから30日以内のいずれか早い日までに、次の(1)から(3)を提出するものとする。

- (1) 様式第8「省エネ取組支援業務報告書(専門家用)」
- (2) 様式第9「省エネ取組支援謝金請求書」
- (3) 省エネ取組支援にて行った支援内容をまとめた報告書

3 申請者が団体から省エネ取組支援を受けた場合、申請者はプラザに対して報告会が完了してから30日以内、または令和7年1月31日のいずれか早い日までに、次の(1)から(6)を提出するものとする。

- (1) 様式第7「省エネ取組支援実施報告書(申請者用)」
- (2) 省エネ取組支援にて行った支援を行った内容をまとめた報告書(団体から受領したもの)
- (3) 計画書(支援を受けた項目等を反映したもの)
- (4) 様式第10「省エネ取組支援助成金交付請求書」
- (5) 団体から支援を受けた内容に対する請求書
- (6) (5)の請求に対する領収書等

(専門家謝金)

第9条 プラザは専門家謝金として、省エネ取組支援の打ち合わせ等(計画書作成、完了報告会)に対して18,000円に加え、支援項目1つに対して36,000円(最大で3項目)を併せたものを上限とし、支援実施時間と9,000円を乗じた金額(それぞれ旅費、消費税および地方消費税を含む)を支払うものとする。

2 プラザは、前項の謝金について、第8条1項及び2項の書類をそれぞれ受理した日から30日以内に支払うものとする。

(助成金)

第10条 プラザは、申請者が団体から省エネ取組支援を受けた場合、費用うちの自己負担相当分を助成金として申請者に対して支払うものとする。

2 プラザは、前項の助成金について第8条3項の報告を受けた日から30日以内に申請者に対して支払うものとする。

3 プラザが第8条3項の実績報告にて不正があると判断した場合、1項の助成金について支払いを取り消すこととする。

(成果の普及)

第11条 プラザは、本事業による支援を得て CO₂ ネットゼロ社会づくりの推進を図った事例のうち、支援の効果が確認できた案件について、支援を受けた者の了解を得て機関誌、ホームページ等を活用して中小企業者等に情報提供することにより、同様の課題を抱える中小企業者等の課題解決に資するものとする。

(補 則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項についてはプラザ理事長が別に定めるものとする。

付 則

この要領は令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の事業に適用する。